

入札説明書

【最低価格落札方式】

業務名称：2019年度二本松青年海外協力隊訓練所

JICA 海外協力隊派遣前訓練予防接種用

ワクチン購入(単価契約)

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書
- 第3 経費に係る留意点
- 第4 契約書(案)
- 別添 様式集

2019年4月16日

独立行政法人 国際協力機構

青年海外協力隊事務局

二本松青年海外協力隊訓練所

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

1. 公告

公告日 2019年4月16日

2. 契約担当役

二本松青年海外協力隊訓練所 契約担当役 所長 富安 誠司

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：2019年度二本松青年海外協力隊訓練所 JICA 海外協力隊派遣前予防接種用ワクチン購入(単価契約)
(一般競争入札(最低価格落札方式))
- (2) 業務仕様：「第2 業務仕様書」のとおり
- (3) 業務履行期間(予定)：2019年5月13日から2020年3月31日まで

4. 担当部署等

(1) 入札手続き窓口

郵便番号 964-8558

福島県二本松市永田字長坂4-2

独立行政法人国際協力機構 青年海外協力隊事務局

二本松青年海外協力隊訓練所 業務課

電話 0243-24-3200(代) ファクシミリ 0243-24-3214

(2) 書類授受・提出方法

- ・郵送等による場合：上記(1)あて

なお、簡易書留、レターパック等、配達業者発行の受付記録が残る方法に限ります。

- ・持参の場合：上記(1)

なお、持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時(午後0時30分から午後1時30分を除く)となります。

5. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。

具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

- (1) 公告日において平成31・32・33年度全省庁統一資格の「物品の販売」の「A」

又は「B」又は「C」の等級に格付けされ、営業品目として「医薬品・衛生材料類」を保持し、「東北地域」の競争参加資格を有すること又は、平成31・32年度福島県物品購入（修繕）競争入札参加有資格者であり、営業種目として「医薬品・衛生材料類」を保持すること（以下「全省庁統一資格保有者等」という。）。

ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構から資格審査（以下「簡易審査」といいます。）を受けることができます。（下記6.（1）を参照下さい。）

- （2）会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争参加資格確認申請書提出の資格がありません。
- （3）当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には、以下のとおり取り扱います。
 - ア. 競争参加資格確認申請書の提出期限までに上記規程に基づく資格停止期間（以下、「資格停止期間」という。）中の場合、本入札案件には参加できません。
 - イ. 資格停止期間前に本入札案件への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札案件には参加できません。
 - ウ. 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。
- （4）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- （5）薬事法に基づいて医薬品の一般販売業の許可を受けているものであること。
- （6）競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

 - ア. 応札者の役員等（応札者が個人である場合にはその者を、応札者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織

犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

6. 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記5.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

- ア. 提出期限：2019年4月25日（木）正午まで
- イ. 提出場所：上記4. 参照
- ウ. 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は上記ア. 提出期限までに到着するものに限る）
- エ. 提出書類：以下のカテゴリのうち、各社の該当するカテゴリにおいて求められる書類（以下、「資格確認書類」といいます。）を提出して下さい。

カテゴリ-A：当機構発行の整理番号を有している場合		
A-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照 整理番号を記載して下さい。 有効期限が2020年3月31日の整理番号 (7ケタの番号)
A-2	全カテゴリ共通で必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリ共通に必要な書類】一式
カテゴリ-B：当機構発行の整理番号を有しておらず全省庁統一資格等は有して		

いる場合		
B-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照
B-2	全省庁統一資格審査結果通知書(写)又は、福島県物品購入(修繕)競争入札参加資格審査結果通知書(写)	
B-4	全カテゴリー共通に必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通に必要な書類】一式
カテゴリーC：当機構発行の整理番号も全省庁統一資格等も有していない場合 (上記5.(1)ただし書きに該当する者。)		
C-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照
C-2	簡易審査申請書	・様式集参照
C-3	登記事項証明書(写)	・発行日から3ヶ月以内のもの ・法務局にて発行の「履歴事項全部証明書」
C-4	納税証明書(その3の3)(写)	・発行日から3ヶ月以内のもの ・税務署にて発行の法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書。納税義務が免除されている場合でも発行されます。但し書きがある場合は、事情を確認することがあります。その3の3以外の証明書(市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税時の領収書等、納税証明書その1など)では受付できません。
C-5	財務諸表(写) ・設立して間もない法人で最初の決算を迎えていない場合は提出不要	・決算が確定した直近1ヶ年分 ・貸借対照表、損益計算書を含む。 ・法人名および決算期間の記載があるもの。
C-6	全カテゴリー共通に必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通に必要な書類】一式

【全カテゴリー共通に必要な書類】

- ・ 返信用封筒(長3号又は同等の大きさ。82円分の切手貼付。)
- ・ 下見積書(下記7.参照)
- ・ 必要に応じ、日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを証明する書類を提出いただく場合があります。

(2) 共同企業体、再委託について

- ア. 共同企業体の結成は認めません。
- イ. 再委託は認めません。

定義

〈共同企業体〉：複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体。

〈再委託〉：受注者が委託を受けた業務の全部又は一部を自ら行わず、第三者に外注してその実施を委ねることをいいます。なお、受注者が委託を受けた業務の実施に必要な物品、役務、資機材等を買入れ又は借入れたうえで、受注者の管理下で業務を実施することは、再委託に該当しません。

(3) 競争参加資格の確認の結果は文書をもって通知します。2019年5月7日(火)までに結果が通知されない場合は、上記4.にお問い合わせ下さい。

(4) その他

- ア. 申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。
- イ. 82円分の切手を貼った長3号又は同等の大きさの返信用封筒に申請者の住所・氏名を記載して下さい。
- ウ. 提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。
- エ. 一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。
- オ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記4.を参照下さい。

(5) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認められた理由について、書面(様式は任意)により説明を求めることができます。詳細は、15.(6)を参照下さい。

(6) 辞退理由書

競争参加資格有りの確認通知を受けた後に、入札を辞退する場合には、辞退理由書の提出をお願いしております。詳細は、15.(7)を参照下さい。

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

- (1) 下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印して下さい
- (2) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載して下さい。
- (3) 消費税及び地方消費税の額(以下「消費税額等」)を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記して下さい。
- (4) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合は、これに応

じていただきます。

(5) 提出期限・提出方法：上記6.を参照下さい。

8. 入札説明書に対する質問

(1) 業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出して下さい。

ア. 提出期限：2019年4月19日（金）正午まで

イ. 提出先：上記4. 参照

ウ. 提出方法：電子メール

・メールタイトルは以下のとおりとして下さい

【入札説明書への質問】：2019年度二本松青年海外協力隊訓練所
JICA 海外協力隊派遣前予防接種用ワクチン購入

・宛先電子メールアドレス：jicanjv@jica.go.jp

・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

エ. 質問様式：別添様式集参照

(2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。

(3) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア. 2019年4月22日（月）午後4時以降、以下のサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/index.html>)

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

→「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報「契約情報一覧（研修委託契約、工事、物品購入、役務等）」

→公告・公示情報（2019年度）「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報－工事、物品購入、役務等－」

(<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2019.html#nihonmatsu>)

イ. 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

(1) 日時：2019年5月9日（木） 午後2時から

(2) 場所：福島県二本松市永田字長坂4-2

独立行政法人国際協力機構 青年海外協力隊事務局

二本松青年海外協力隊訓練所 会議室

※入札会場の開場時刻：開場は、入札会開始時刻の5分前となりますので、それまでは受付前にて待機して下さい。同時刻になりましたら案内します。

- (3) 入札会には、代表者若しくは代理人（委任状を要す。）の参加を求めます。
- (4) 必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備下さい。
 - ア. 委任状 1通（様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）
 - イ. 入札書 3通（様式集参照。）
 - ウ. 印鑑、身分証明書：
 - 入札会場で書類を修正する必要がある場合に、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。
 - なお、代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。
- (5) 再入札 1 2. に記載される「再入札」を行う場合、入札会への参加者に対して、その場で入札書の提出を求めます。

10. 入札書

- (1) 持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) 入札書は入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入して下さい。
 - ア. 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。
 - イ. 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - ウ. 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任として下さい。
- (3) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書」に記す年間想定数量に対する総価（円）（消費税等額を除いた金額）をもって行います。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって落札金額とします。
- (5) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (6) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (7) 入札保証金は免除します。

1 1. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

1 2. 入札執行（入札会）手順等

(1) 入札会の手順

ア. 入札会参加者の確認

機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は原則として各社1名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

イ. 入札会参加資格の確認

各出席者から委任状（代表権を有する者が参加の場合は不要）を受理し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。

ウ. 入札書の投入

各参加者は、入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。

エ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

オ. 入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額を低い順番から読み上げます。

カ. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。

キ. 落札者の発表等

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。

ク. 再度入札（再入札）

「不調」の場合には再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

(2) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投函して下さい。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(5) 不落随契

3 回の入札でも落札者が決まらない場合、契約金額が予定価格（税込）を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。

1 3. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者からは、入札金額の内訳書（社印不要）の提出を頂きます。

(2) 「第 4 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。

(3) 契約条件、条文については、契約書案を参照して下さい。なお、契約書付属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

1 4. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。

ア. 当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ. 予定価格が次の基準額を超えない契約

① 工事又は製造の請負の場合、250 万円

② 財産の買入れの場合、160 万円

③ 物件の借入れの場合、80 万円

④ 上記以外の場合、100 万円

- ウ. 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約
- (2) 公表の対象となる契約相手方
- 次のいずれにも該当する契約相手方
- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします）
- (3) 公表する情報
- 契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
- ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名
 - イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (4) 公表の時期
- 契約締結日以降、所定の日数以内（72日以内。ただし、4月締結の契約については93日以内）に掲載することが義務付けられている。
- (5) 情報提供の方法
- 契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

14-2. 独立行政法人会計基準に基づく情報提供依頼の可能性について

当機構を含む全ての独立行政法人は、公的な資金の流れを対外的に説明する観点から、独立行政法人会計基準に基づき、適切に情報開示を行うことが求められています。その一環として、年間の総収入に占める当機構との年間の取引高の割合が3分の1を超える公益法人等（公益法人等には、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含む。）については、一定の場合を除き、「関連公益法人等」として分類し、当機構との取引等の関係を財務諸表の附属明細書に掲載することと定められています。

この要請に適切に応えるため、取引高等の情報提供依頼を行う可能性がありますので、ご協力をお願いします。

なお、「関連公益法人等」として当機構の財務諸表に掲載されることは、当該法人の当機構との取引の割合や当該法人の役員に占める当機構役職員出身者の割合が一定以上に高いことを示すものであり、当該法人と当機構との間に資本を通じた関係があることを意味しているものではありません。また、当該法人の財務諸表作成において特別な処理が必要となるものではありません。

15. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。
- (3) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ホームページ上で公表します。
- (4) 独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開中です。
国際協力機構ホームページ（<https://www.jica.go.jp/index.html>）
→「調達情報」
→「調達ガイドライン・様式」
→「規程」
→「契約事務取扱細則」
（<http://association.joureikun.jp/jica/>）
- (5) 機構が貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者については、その理由について、以下のとおり書面により説明を求めることができます。
ア. 提出期限：入札執行日から2週間以内まで
イ. 提出場所：上記4. 参照
ウ. 提出方法：提出場所へ郵送、ファクシミリ又は持参。
エ. 回答方法：書面により回答します。
- (7) 辞退理由書
当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に入札を辞退される社に対し、辞退理由書の提出をお願いしております。
辞退理由書は、当機構が公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただき所存です。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。
なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ございません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただ

ければ幸いです。
辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

以上

業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する2019年度 JICA 海外協力隊派遣前訓練中の予防接種ワクチン購入（単価契約）に関する業務の内容を示すものである。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施する。

1 契約名称

「2019年度 JICA 二本松訓練所 予防接種ワクチン購入（単価契約）」

2 ワクチンの種類と規格

以下に示すワクチン7種類と製造元を参考とし同等以上の効能のワクチンで代替することが可能である。ただし、変更がある場合は、入札説明書に対する質問時に必ずその旨を発注者に照会すること。

ワクチン種類	規格	容量	製造元
A型肝炎ワクチン	0.5ml	1個	K M B
B型肝炎ワクチン	0.5ml	1個	K M B（化学及血清療法研究所）
狂犬病ワクチン	1.0ml	1個	K M B（化学及血清療法研究所）
破傷風トキソイド	0.5ml	1個	北里第一三共
日本脳炎ワクチン	0.5ml	1個	阪大微生物病研究会
不活化ポリオワクチン	0.5ml	1個	サノフィ株式会社
髄膜炎菌ワクチン	0.5ml	1個	サノフィ株式会社

3 想定数量と納入期限

2019年度二本松青年海外協力隊訓練所JICA海外協力隊派遣前予防接種用 ワクチン調達必要数						
（単位：本）						
ワクチン名	納入期限	2019年			2020年	年間想定数
		2019年度1次隊追加分	2019年度2次隊分	2019年度3次隊分	2020年度1次隊分	
		5月中旬	8月中旬	12月中旬	3月中旬	
① A型肝炎ワクチン		0	340	340	330	1010
② B型肝炎ワクチン		0	320	320	310	950
③ 狂犬病ワクチン		0	500	500	460	1460
④ 破傷風トキソイド		145	180	180	160	665
⑤ 日本脳炎ワクチン		0	90	90	65	245
⑥ 不活化ポリオワクチン		0	60	60	60	180
⑦ 髄膜炎菌ワクチン		0	65	65	50	180

4 発注方法

各発注時に発注者より随時 FAX にて連絡する。

貴社が発注 FAX を受領し、内容確認をした際は必ず受領書を FAX で返信する。

5 納品時期と条件

- ① 2019 年 5 月～2020 年 3 月までの間で、年 4 回発注者が各隊次の入所人数確定後に発注数を指定する。
- ② 発注後 30 日以内に納品が可能なこと。
- ③ 4 回の発注以外でも期間内であれば追加発注する場合もある。
- ④ 想定数量は 2018 年度の実績に基づく概算であり、2019 年度の納入数量とは異なるため購入数が増減するが、それに伴う契約単価の変更はしない。
- ⑤ 使用予定の隊次で使い切れなかったワクチンは次隊次に使用するため、最終有効年月日は「納品日から 11 ヶ月以上のもの」を納品する。ただし、準備できない場合は納品前に発注者へ必ずその旨を照会し、対応策を発注者と話し合うこと。

6 納品場所

独立行政法人国際協力機構

二本松青年海外協力隊訓練所 診療室

(964-8558 福島県二本松市永田字長坂 4-2)

7 入札金額算出方法

契約はワクチン単価で行うが、入札金額は「3 想定数量と納入期限」に示すワクチンの購入想定数量に単価を乗じた金額（円）とする。ただし、消費税額等に相当する額を除いた金額。

以上

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算して下さい。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

なお、落札者には「第1 入札手続き」の13.のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、業務内容を踏まえた費用内訳と適切な単価等の設定をお願いいたします。

(1) 経費の積算方法

契約はワクチン単価で行いますが、入札金額は「第2 業務仕様書」3. 想定数量と発注時期に示すワクチンの購入想定数量に単価を乗じた金額（円）の総金額とします。

(2) 消費税課税

「第1 入札手続き」の10.のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、課税事業者については、入札金額の全体に消費税等を加算した額が最終的な契約金額となります。

以上

第4 契約書（案）

売買契約書（単価契約）

1. 契約名 2019年度二本松青年海外協力隊訓練所JICA海外協力隊
派遣前予防接種用ワクチン購入
2. 仕様・規格 附属書Ⅱ「物品及び単価目録」のとおり
3. 契約単価 附属書Ⅱ「物品及び単価目録」のとおり
4. 契約期間 2019年5月13日から2020年3月31日まで
5. 納入場所 福島県二本松市永田字長坂4-2
独立行政法人国際協力機構 青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所 診療室
6. 契約保証金 免除

独立行政法人国際協力機構 青年海外協力隊事務局 二本松青年海外協力隊訓練所
契約担当役 所長 富安 誠司（以下「発注者」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、頭書記載の物品名の売買に
ついて、以下の各条項により売買契約（単価契約）（以下「本契約」という。）を締
結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 発注者及び受注者は、おのおの対等な立場において互いに協力し、信義を守
り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 受注者は、附属書Ⅱ「物品及び単価目録」（以下「物品目録」という。）に
記載する物品（以下「契約物品」という。）について、発注者が個別に発注する
品目を、附属書Ⅰ「業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）で定める期限

内に、頭書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その購入代金（以下「対価」という。）を支払うものとする。

- 2 本契約は、本契約に基づく個々の売買契約（以下「個別契約」という。）に適用される。ただし、個別契約で特に定めた事項があるときはこれが優先するものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（契約単価）

- 第4条 契約単価は、物品目録に記載のとおりとする。

- 2 消費税及び地方消費税の額は消費税法及び地方税法に定める税率により計算されるものとし、税率に変動があったときは変動後のものを適用する。

（発注）

- 第5条 発注者は、本契約に基づき契約物品を発注するときは、受注者に対し、発注にかかる物品の品目、数量その他別途合意する事項を指定して行うものとする。

- 2 前項の発注は、業務仕様書に定める方法で行うものとする。

- 3 個別契約は、発注者による第1項の発注に対し、受注者が承諾したときに成立するものとする。ただし、受注者が発注を受けた日から3営業日以内に諾否の通知をしなかったときは、当該期間の経過をもって承諾したものとみなす。

（納品）

- 第6条 受注者は、契約物品を納入するときは、必要な項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、契約物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者が認める場合には、分割して契約物品を納入することができる。

（検査）

- 第7条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納入があったときは、その日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。）以内に検査を行わなければならない。

- 2 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを修補又は代替品を納入し、再度発注者の検査を受けなければならない。
- 3 契約物品のうち、公的検査を受ける必要のある物品は、受注者が費用を負担し当該検査を受け、これに合格したものでなければならない。
- 4 契約物品のうち、物品目録に輸出梱包を施すことが規定されている物品は、規定に従い、輸出梱包を施さなければならない。
- 5 契約物品のうち、物品目録に輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等を取得することが規定されている物品は、規定に従い、必要な書類等を取得し、発注者に提出しなければならない。

(減価採用)

第8条 発注者は、前項の検査に合格しなかった契約物品について、その瑕疵の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、対価を減額して採用することができる。

- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

第9条 契約物品の所有権は、検査に合格した時に受注者から発注者に移転し、同時に当該物品は、発注者に引渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた契約物品についての損害は、受注者の負担とする。

(瑕疵担保)

第10条 受注者は、納入した契約物品に品質不良、変質、数量の不足その他の瑕疵があるときは、前条の所有権の移転の日から1年間（ただし、所有権の移転の日において有効期間が1年未満の物品については、有効期間が終了するまでの期間）、その補修、代替品ないし不足分の提供又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

(納入期限の延長)

第11条 受注者は、受注者の責に帰することができない理由により、納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納入期限の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受注者で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

る。

(履行遅延の場合における損害の賠償)

第 12 条 受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限までに契約物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に契約物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者に納入遅延により発生した損害の賠償を請求するとともに、契約物品の納入を請求することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、遅滞にかかる個別契約の対価から第 7 条の検査合格部分に相当する金額を控除した額に、遅滞日数に応じ年 2.7 パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が支払義務を負う契約金額の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(対価の支払)

第 13 条 受注者は、契約物品の納入が完了し、かつ第 7 条の検査に合格したときは、発注者に対価の支払いを請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者が契約物品を分割して納入し、第 7 条の検査に合格したときは、受注者は発注者に対し、当該納入物品に係る対価の支払いを四半期毎に請求することができる。ただし、別途一括して対価を支払うと定めたときは、この限りではない。

3 発注者は、受注者から前 2 項の請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に、対価を口座振込みの方法で支払うものとする。

(発注者の解除権)

第 14 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 受注者が第 16 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。

(4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。

(5) 第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。

- (6) 受注者に前号以外の不正な行為があったとき。
 - (7) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
 - (8) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
 - (9) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会勢力」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第5号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し発注済金額（本契約に基づき成立した個別契約（履行済を含

む。)にかかる対価の合計額をいう。以下同じ。)の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(発注者のその他の解除権)

第15条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、本契約解除時点で受注者が既に支出し他に転用できない費用に、本契約解除時点で成立済かつ未履行の個別契約に基づく契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益を合算した金額とする。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第17条 発注者は、本契約が解除された場合においては、既に納入を受けた物品又は本契約解除時点で成立済の個別契約に基づき受注者から納入を受ける見込みがある物品についてはこれを検査し、検査に合格した物品については、引渡しを受けるものとする。

2 前項の引渡しを受けた場合は、発注者は、当該物品に係る対価を受注者に支払うものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第18条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無に関わらず、受注者は発注済金額の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法(明治40年法律第45号)第198条(贈賄)又は不正競争防止法(平成5年法律第47号)第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による

最終処分がなされたときも同様とする。

ア 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

イ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）

- (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本契約の業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条第 1 号及び第 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
 - (5) 第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は発注済金額の 10 分の 2 を下ることはない。
 - 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるとときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
 - 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 14 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
 - 5 前各項の規定は、本契約による物品の納品・引渡が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

（賠償金等の徴収）

- 第 19 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から対価支払いの日まで年 2.7 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき対価とを相殺し、なお不足があるときは追加徴収する。
- 2 前項の追加徴収をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.7 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(不正行為等に対する調査・措置)

- 第 20 条 受注者が、第 14 条第 1 項第 6 号又は第 18 条第 1 項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができるものとする。
- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の行為の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。
- 3 発注者は、第 14 条第 1 項第 6 号又は第 18 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとし、その場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(契約の公表)

- 第 21 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。
- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
- (1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
- (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
- (1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
- (2) 受注者の直近 3 カ年の財務諸表における発注者との間の取引高
- (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(合意管轄)

第 22 条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(準拠法)

第 23 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

2 本契約には、国際物品売買契約に関する国連条約（ウィーン売買条約）の適用は一切排除されるものとする。

(契約外の事項)

第 24 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

2019 年 5 月 13 日

発注者

福島県二本松市永田字長坂 4-2
独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所
契約担当役
所長 富安 誠司

受注者

付属書 I 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「2019年度二本松青年海外協力隊訓練所 JICA 海外協力隊派遣前予防接種用ワクチン購入（単価契約）」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施するものとします。

1. 調達するワクチンの種類と規格

以下に示す製造元のワクチン7種類とします。

ワクチン種類	規格	容量	製造元
A型肝炎ワクチン	0.5ml	1個	〇〇社
B型肝炎ワクチン	0.5ml	1個	〇〇社
狂犬病ワクチン	1.0ml	1個	〇〇社
破傷風トキソイド	0.5ml	1個	〇〇社
日本脳炎ワクチン	0.5ml	1個	〇〇社
不活化ポリオワクチン	0.5ml	1個	〇〇社
髄膜炎菌ワクチン	0.5ml	1個	〇〇社

（以下の文言は、該当する場合のみ挿入）

*MSD社ワクチンを納品する場合の注意：

被接種者にラテックスアレルギー保持者がいた場合、該当者には、安全のため化学及血清療法研究所（化血研）製のワクチンを接種する必要があるため、人数分の化血研製ワクチンを代替品として納品することとします。なお、この場合、契約単価の変更は行わないものとします。

2. 想定数量と発注時期

2019年度二本松青年海外協力隊訓練所JICA海外協力隊派遣前予防接種用 ワクチン調達必要数						
						(単位：本)
納入期限		2019年			2020年	年間想定数
		2019年度1次隊追加分	2019年度2次隊分	2019年度3次隊分	2020年度1次隊分	
ワクチン名		5月中旬	8月中旬	12月中旬	3月中旬	
①	A型肝炎ワクチン	0	340	340	330	1010
②	B型肝炎ワクチン	0	320	320	310	950
③	狂犬病ワクチン	0	500	500	460	1460
④	破傷風トキソイド	145	180	180	160	665
⑤	日本脳炎ワクチン	0	90	90	65	245
⑥	不活化ポリオワクチン	0	60	60	60	180
⑦	髄膜炎菌ワクチン	0	65	65	50	180

3. 発注方法

各発注時に発注者より随時 FAX にて連絡する。

貴社が発注 FAX を受領し、内容確認をした際は必ず受領書を FAX で返信する。

4. 納品時期と条件

- ① 2019年5月～2020年3月までの間で、年4回発注者が各隊次の入所人数確定後に発注数を指定する。
- ② 発注後30日以内に納品が可能なこと。
- ③ 4回の発注以外でも期間内であれば追加発注する場合もある。
- ④ 想定数量は2018年度の実績に基づく概算であり、2019年度の納入数量とは異なるため購入数が増減するが、それに伴う契約単価の変更はしない。
- ⑤ 使用予定の隊次で使い切れなかったワクチンは次隊次に使用するため、最終有効年月日は「納品日から11ヶ月以上のもの」を納品する。ただし、準備できない場合は納品前に発注者へ必ずその旨を照会し、対応策を発注者と話し合うこと。

5. 納品場所

独立行政法人国際協力機構

青年海外協力隊事務局

二本松青年海外協力隊訓練所 診療室

(郵便番号 964-8558 福島県二本松市永田字長坂 4-2)

以上

付属書Ⅱ 物品及び単価目録

ワクチン種類	規格	容量	単価（税抜価格）*
A型肝炎ワクチン	0.5ml	1個	〇〇円
B型肝炎ワクチン	0.5ml	1個	〇〇円
狂犬病ワクチン	1.0ml	1個	〇〇円
破傷風トキソイド	0.5ml	1個	〇〇円
日本脳炎ワクチン	0.5ml	1個	〇〇円
不活化ポリオワクチン	0.5ml	1個	〇〇円
髄膜炎菌ワクチン	0.5ml	1個	〇〇円

*本単価に、消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって請求、支払いを行うものとします。

様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

1. 競争参加資格確認申請書
2. 委任状
3. 入札書
4. 質問書
5. 辞退理由書

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。

（ https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html ）

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載して下さい。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構 青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所
契約担当役
所長 富安 誠司
- ・業務名称：2019 年度二本松青年海外協力隊訓練所 JICA 海外協力隊派遣前予防接種用ワクチン購入（単価契約）
- ・公告日：2019 年 4 月 16 日
- ・入札日：2019 年 5 月 9 日

競争参加資格確認申請書

2019年 月 日

独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所
契約担当役
所長 富安 誠司 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名 (印)

(担当者氏名)
(電話： FAX：)
(E-mail：)
(文書送付先住所) ※2
(整理番号：) ※3

2019年4月16日付で公告のありました「2019年度二本松青年海外協力隊訓練所 JICA 海外協力隊派遣前予防接種用ワクチン購入(単価契約)」への参加を希望します。
つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

-
- ※1 共同企業体を結成する場合には、共同企業体代表者による提出で結構です。
 - ※2 会社住所と異なる場合にご記入下さい。
 - ※3 当機構より整理番号の通知を受けた場合は、取得された整理番号(7桁)を記入願います。

委 任 状

2019 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所
契約担当役
所長 富安 誠司 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名

Ⓜ

私は、弊社社員
します。

Ⓜ を代理人と定め、下記の事項を委任

委 任 事 項

「2019年度二本松青年海外協力隊訓練所 JICA 海外協力隊派遣前予防接種用ワクチン購入(単価契約)」について、2019年5月9日に行なわれる貴機構の入札会に関する一切の権限

以上

-
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記し、押印して下さい。
 - ※ 代表者印を押印下さい。ただし、社印でも有効とします。
 - ※ 受任者（代理人）の氏名及び押印が必要です。
 - ※ 「入札会に関する一切の権限」には、以下が含まれると認識しています。
 - ・入札会への立会及び入札会における入札執行者との質疑応答
 - ・入札書の作成と入札箱への投函（一般競争入札（総合評価落札方式）においては、入札書は事前に提出されているため、入札書の作成及び投函は「入札会に関する」事項には当てはまらず、本委任の対象外です。但し、再入札では、入札会において入札書を作成の上投函するため、本委任事項の対象となります。）
 - ※ 様式の詳細は、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

(代理人による入札)

入 札 書

2019 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局
二本松青年海外協力隊訓練所
契約担当役
所長 富安 誠司 殿

住所

商号／名称

代表者役職・氏名

代理人

㊞

件名：「2019 年度二本松青年海外協力隊訓練所 JICA 海外協力隊派遣前予防接種用ワ
クチン購入(単価契約)」

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のう
え、一括下記のとおり入札いたします。

金												円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※ 消費税等金額を除いた金額を記載のこと。契約金額は本入札
金額に消費税法及び地方税法の規定により定められた税率
により算定された額を加算した金額となります。

以上

-
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記して下さい。
 - ※ 代理人が入札する場合は、委任状を提出の上、受任者（代理人）の氏名と押印が必要です。
 - ※ 一般競争入札（総合評価落札方式）において、入札会に先立って技術提案書と共に第一回目の入札書の提出が求められている場合には、代理人が入札会に参加するときも、原則、様式 4-1 を使用して下さい。
 - ※ 一般競争入札（総合評価落札方式）で代理人が入札会に参加する場合は、第二回目以降の入札では、本様式を使用して下さい。
 - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

質 問 書

(業務名称) 2019年度二本松青年海外協力隊訓練所JICA海外協力隊派遣前予防接種用
ワクチン購入(単価契約)

(公告/公示日: 2019年4月16日) について、以下のとおり質問いたします。

社名 : _____

担当者名 : _____

Tel : _____

E-mail : _____

通番	該当頁	該当項目	質問
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10	(記入例) P.9	第2.3.(2)③ 成果品	成果品としてCD-ROMでのデータ提出の指示があるが、何枚提出すればよいのか。

※このフォーマットで書ききれない場合には、適宜行数を増やすなどして対応願います。

※本質問書は、電子メールで送付をお願いします。(Excel形式で、**圧縮せずに**送付願います。)

※電子メールの送付先アドレスは入札説明書/プロポーザル方式選定説明書に記載のアドレスとなります。

※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式 (国内向け物品・役務等)」 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html) よりダウンロードできます。

1. 競争参加資格有りの確認通知を受けた後に技術提案書を提出されない場合（総合評価落札方式において）
または

2. 競争参加資格有りの確認通知を受けた後に入札に参加されない場合（最低価格落札方式において）
には、辞退理由書の提出をお願いいたします。

競争性向上は弊機構の課題となっており、公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や業務の質改善につなげていくために、戴いた辞退理由書を内部資料として活用させて戴く所存です。何卒ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。

◆提出方法：E-mailに添付して送付（WordまたはPDF）または、ファクシミリにて送付ください。
E-mailの場合のタイトル：「〈公告番号 - 〉_〈業務名称〉_〈貴社名(略称可)〉：辞退理由書送付」
宛先： 入札説明書またはプロポーザル方式選定説明書に記載のアドレス、ファクシミリ番号

◆提出期限：1. 技術提案書提出期限と同じ（総合評価落札方式の場合）
2. 入札執行日の前日正午まで（最低価格落札方式の場合）

独立行政法人国際協力機構

年 月 日

辞退理由書

1. 業務名称：2019年度二本松青年海外協力隊訓練所 JICA 海外協力隊派遣前
予防接種用ワクチン購入(単価契約)

2. 公告番号：国契-____-_____（公告番号がない場合は記載不要）

3. 提出者

- ① 貴社名・部署名：
- ② ご担当者氏名：
- ③ 電話番号：
- ④ 電子メールアドレス：

4. 辞退理由：（適当な選択肢がない、または選択が困難な場合は、選択しないままご提出いただいても結構です。）

該当する項目の〔 〕に「O」を付してください（複数回答可）。

- ① 〔 〕 自社で業務主任者が確保できない。
- ② 〔 〕 自社で業務従事者が確保できない。
- ③ 〔 〕 自社単独で実施が困難で、共同企業体の結成や補強相手が確保できない。
- ④ 〔 〕 同時期に他の類似業務に応札、もしくはその予定があった。
- ⑤ 〔 〕 現行受注者が有利と思われ、自社の受注は難しいと判断した。
- ⑥ 〔 〕 当該業務について自社の経験・実績が少なかった。
- ⑦ 〔 〕 自社の業務内容と合致しなかった。
- ⑧ 〔 〕 その他（具体的に記載ください） _____

5. その他ご要望・ご意見

※入札説明書等で改善すべき点などについてのご要望・ご意見があれば記入ください。

（ご協力ありがとうございました。）